

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年3月11日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、「仮称リサイクルパークあさお建設事業」に係る事後調査報告書（工事中その1）」の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫
	指定開発行為の名称	仮称リサイクルパークあさお建設事業
	指定開発行為の種類	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為） ・廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか 区域面積：約56,800㎡
	指定開発行為の目的	一般廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	ごみ焼却処理施設面積：約9,600㎡ 粗大ごみ処理施設面積：約3,000㎡ リサイクル施設面積：約3,000㎡、 処理能力：ごみ焼却処理施設 450トン/24時間、粗大ごみ処理施設 55トン/5時間、リサイクル施設 92トン/5時間
	事後調査の項目等	建設機械の稼働に伴う大気質、騒音、振動
環境影響評価の手続経過	平成17年11月2日 条例環境影響評価準備書公告 平成18年9月22日 条例環境影響評価書公告	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成21年3月11日（水）～平成21年4月9日（木） （土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、宮前区役所及び麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。） 時間 川崎市：午前8時30分から午後5時まで 横浜市：午前8時45分から午後5時15分まで
	縦覧場所	川崎市：宮前区役所、向丘出張所、多摩区役所、生田出張所、麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 横浜市：青葉区役所及び横浜市役所（環境創造局環境影響評価課）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成21年4月9日（木） （郵送の場合は、4月9日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm